

一般社団法人和歌山県サッカー協会各種委員会規程

第1章 総則

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会定款第39条の規定に基づき設置された各種委員会に関する事項を定め、もって一般社団法人和歌山県サッカー協会の業務の適正な遂行に寄与することを目的とする。

【委員会】

第2条 一般社団法人和歌山県サッカー協会には、各種委員会として1種委員会、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会、フットサル委員会、シニア委員会及びキッズ委員会を設置する。

2 各委員会は、委員長・副委員長及び経理担当委員を設置する。

第2章 1種委員会

【名称】

第3条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会1種委員会という。

【目的】

第4条 本委員会は、第1種加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について、企画立案し、円滑な運営を図り、また、生涯にわたってサッカーが行なえる環境を整えるとともに、未加盟団体の加盟を促進し、競技会開催について、企画立案し、円滑な運営を図ることを目的とする。

2 他の各種委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努めるとともに、専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

第5条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員 (イ) 社会人担当
(ロ) 大学・高専担当
(ハ) その他(学識経験者等)

【選任】

第6条 本委員会の委員長は、1種委員会で選任し、理事会で承認する。

2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

【任期】

第7条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。

2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

第8条 本委員会は、次の実務を行う。

- (1) 社会人担当は、和歌山県社会人サッカー連盟との連携による競技会開催について助言及

び援助をすること。

(2) 大学高専担当は、和歌山県内大学高専サッカーチームによる競技会開催に関すること。

(3) 第1種加盟登録団体(チーム)に対する諸講習会及び研究会の開催に関すること。

(4) 未加盟団体(チーム)の実態調査と加盟登録促進に関すること。

(5) 和歌山県選抜チームの監督・選手選考に対して技術委員会に協力すること。

【開催】

第9条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。

2 本委員会は、委員長が招集する。

3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第3章 2種委員会

【名称】

第10条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会2種委員会という。

【目的】

第11条 本委員会は、第2種加盟登録団体(チーム)の参加する競技会開催について、企画立案し、円滑な運営を図ることを目的とする。

2 他の各種委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努めるとともに、専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

第12条 本委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(3) 経理担当委員 1名

(4) 委員 (イ) 高校担当

(ロ) クラブ担当 ※加盟チームがある場合のみとする

(ハ) その他(学識経験者等)

【選任】

第13条 本委員会の委員長は、2種委員会で選任し、理事会で承認する。

2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

【任期】

第14条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。

2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

第15条 本委員会は、次の実務を行う。

(1) 高校担当は、和歌山県高体連との連携による競技会開催について助言及び援助をすること。

(2) クラブ担当は、高等学校(チーム)に属さない18歳未満の選手で、組織したクラブチームの競技会開催について助言及び援助をすること。

(3) 第2種加盟登録団体(チーム)に対する諸講習会及び研究会の開催に関すること。

(4) 和歌山県選抜チームの監督・選手選考に対して技術委員会に協力すること。

【開催】

- 第16条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。
- 2 本委員会は、委員長が招集する。
 - 3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第4章 3種委員会

【名称】

- 第17条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会3種委員会という。

【目的】

- 第18条 本委員会は、第3種加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について、企画立案し、円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 他の各種委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努めるとともに、専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

- 第19条 本委員会に、次の委員を置く。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 経理担当委員 1名
 - (4) 委員 (イ) 中学校担当
(ロ) クラブ担当
(ハ) その他（学識経験者等）

【選任】

- 第20条 本委員会の委員長は、3種委員会で選任し、理事会で承認する。
- 2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

【任期】

- 第21条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。
- 2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

- 第22条 本委員会は、次の実務を行う。
- (1) 中学校担当は、和歌山県中学校体育連盟サッカー競技専門部との連携による競技会開催について助言及び援助をすること。
 - (2) クラブ担当は、和歌山県クラブユースサッカー連盟との連携による、中学校（チーム）に属さない15歳未満の選手で組織した、クラブチームの競技会開催について助言及び援助をすること。
 - (3) 第3種加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会の開催に関すること。
 - (4) 和歌山県選抜チームの監督・選手選考に対して技術委員会に協力すること。

【開催】

- 第23条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。
- 2 本委員会は、委員長が招集する。

- 3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第5章 4種委員会

【名称】

第24条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会4種委員会という。

【目的】

第25条 本委員会は、第4種加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について、企画立案し、未加盟団体の加盟を促進し、円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 他の各種委員会と連携してサッカー競技の普及及び強化に努めるとともに、専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

第26条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員 (イ) ブロック担当
(ロ) その他（学識経験者等）

【選任】

第27条 本委員会の委員長は4種委員会で選任し、理事会で承認する。

- 2 本委員会の副委員長及び委員は委員長が任命する。

【任期】

第28条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。

- 2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

第29条 本委員会は、次の実務を行う。

- (1) ブロック担当は、12歳未満の選手で組織したチームの競技会開催に関すること。
- (2) 第4種加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会の開催に関すること。
- (3) 和歌山県下の未加盟団体（チーム）の実態調査と加盟登録促進に関すること。
- (4) 和歌山県選抜チームの監督・選手選考に対して技術委員会に協力すること。

【開催】

第30条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。

- 2 本委員会は、委員長が招集する。
3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第6章 女子委員会

【名称】

第31条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会女子委員会という。

【目的】

第32条 本委員会は、女子加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について、企画立案し、円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 他の各種委員会と連携してサッカー競技の普及及び強化に努めるとともに、専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

第33条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員 (イ) 一般・大学担当
(ロ) U-18担当
(ハ) U-15担当
(ニ) その他（学識経験者等）

【選任】

第34条 本委員会の委員長は、女子委員会で選任し、理事会で承認する。

- 2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

【任期】

第35条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。

- 2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

第36条 本委員会は、次の実務を行う。

- (1) 女子加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会の開催に関すること。
- (2) 和歌山県下の未加盟団体（チーム）の実態調査と加盟登録促進に関すること。
- (3) 和歌山県選抜チームの監督・選手選考に対して技術委員会に協力すること。

【開催】

第37条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。

- 2 本委員会は、委員長が招集する。
- 3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第7章 フットサル委員会

【名称】

第38条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会フットサル委員会という。

【目的】

第39条 本委員会は、フットサルに関する競技会開催について、企画立案するとともに専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

第40条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名

(一社) 和歌山県サッカー協会

- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員
 - (イ) 一般・大学担当
 - (ロ) U-18担当
 - (ハ) U-15担当
 - (ニ) U-12担当
 - (ホ) 女子担当
 - (ヘ) その他(学識経験者等)

【選任】

- 第41条 本委員会の委員長はフットサル委員会を選任し、理事会で承認する。
- 2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

【任期】

- 第42条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。
- 2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

- 第43条 本委員会は、次の実務を行う。
- (1) 和歌山県フットサル連盟との連携による競技会開催について助言及び援助をすること。
 - (2) フットサル競技の普及及び強化に関すること。
 - (3) フットサル競技の諸講習会及び研究会の開催に関すること。
 - (4) フットサル競技の開催施設確保に関すること。

【開催】

- 第44条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。
- 2 本委員会は、委員長が招集する。
 - 3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第7章 シニア委員会

【名称】

- 第45条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会シニア委員会という。

【目的】

- 第46条 本委員会は、シニア加盟登録団体(チーム)の参加する競技会開催について、企画立案し、円滑な運営を図り、また、生涯にわたってサッカーが行なえる環境を整えるとともに、未加盟団体の加盟を促進し、競技会開催について、企画立案し、円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 他の各種委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努めるとともに、専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

- 第47条 本委員会に、次の委員を置く。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 経理担当委員 1名
 - (4) 委員

【選任】

- 第48条 本委員会の委員長はシニア委員会で選任し、理事会で承認する。
2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

【任期】

- 第49条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。
2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

- 第50条 本委員会は、シニア各年代別の競技会及びイベント開催の実務を行う。

【開催】

- 第51条 本委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
2 本委員会は、委員長が招集する。
3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第8章 キッズ委員会

【名称】

- 第52条 本委員会を、一般社団法人和歌山県サッカー協会キッズ委員会という。

【目的】

- 第53条 本委員会は、キッズ年代にサッカーが行なえる環境を整えるとともに、キッズ年代の競技会及びイベント開催について、企画立案をし、専門委員会と協力して円滑な運営を図ることを目的とする。

【構成】

- 第54条 本委員会に、次の委員を置く。
(1) 委員長 1名
(2) 副委員長 若干名
(3) 経理担当委員 1名
(4) 委員 (イ) ブロック担当
(ロ) その他(学識経験者等)

【選任】

- 第55条 本委員会の委員長はキッズ委員会で選任し、理事会で承認する。
2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

【任期】

- 第56条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。
2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

【実務】

- 第57条 本委員会は、キッズ各年代別の競技会及びイベント開催の実務を行う。

【開催】

- 第58条 本委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
- 2 本委員会は、委員長が招集する。
 - 3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

第8章 雑則

第59条 社会人担当、大学・高専担当、高校担当及びクラブ担当、中学担当及びクラブ担当は、それぞれ和歌山県各種連盟の責任者又はこれに準ずるものがあたる。

第60条 各種委員会に広報、施設担当者を置き、県協会総務委員会に属し、必要に応じて会議に出席する。

第61条 各種委員会に技術、審判、規律担当者を置き、それぞれ県協会各専門委員会に属し、必要に応じて会議に出席する。

【改廃】

第62条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

【附則】

- 1 この規程は、平成24年6月1日より施行する。
- 1 この規程は、令和3年6月27日より施行する。
- 1 この規程は、令和5年11月11日より施行する。